

令和2年4月10日

**新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた窓口体制について  
(横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準)**

新型コロナウイルス感染症の拡大の恐れが減少するまでの当面の間、「横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」の手続きについて郵送での受付を行います。

**1 郵送の場合の留意点**

- (1) 記載内容等や添付書類について、あらかじめ担当と協議してください
- (2) 送付する書類に不足がないか必ずご確認ください  
※書類が不足する場合、受付できない場合がありますのでご注意ください
- (3) 送料は申請者様にご負担ください。
- (4) 送付いただいた計画書の内容等について、本市から問い合わせさせていただく場合がありますので、ご対応いただける方の連絡先を書いたメモ若しくは名刺を添付ください。
- (5) 担当に事前連絡のうえ、レターパックでご送付ください  
(電話連絡先：情報相談課 相談担当 045-671-2953)

**2 送付先**

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX 横浜関内ビル5階  
横浜市建築局 情報相談課 相談担当宛て